

欧州無査証入国における海外旅行保険加入のお願い

以下の国に無査証渡航する際、2019年4月現在、海外旅行保険への加入が必要となる国がございます。ご確認の上、ご留意下さいます様お願い致します。

◎ブルガリア

すべての外国籍（日本国籍含む）は、海外旅行保険の加入が必要となっております。
緊急医療、緊急入院、死亡の場合の遺体搬送の費用が補償対象となるもので、EU内で有効な3万ユーロ以上の保険証券の提示を求められることがあります。
クレジットカード付帯可（保険会社からの加入書は英文にする必要無し）

◎チェコ共和国 …… 入国の際、旅券の未使用欄が2ページ以上必要。

チェコに無査証滞在するすべての外国人は海外旅行保険への加入が必要となっております。
滞在中に警察からパスポート（身分証明）等の提示を求められた場合、法律により提示する義務がありますが、合せて海外旅行保険の加入証の提示を求められることがあります。
これに反した場合には罰金を科されることがあるので、チェコ滞在中は常時パスポート、海外旅行保険加入証を携行するようご留意下さい。（在チェコ共和国日本国大使館ホームページより）
尚、保険の要件は以下の通りです。

1. 滞在期間をカバーするもの。
 2. 治療・傷害・死亡(*1)の各項目において、それぞれ3万ユーロ以上の保険金が支払われる保険会社発行のものが必要。
 3. クレジットカード付帯の保険を利用する場合でも、カード会社に専用の保険証券（チェコ語・スロヴァキア語・日本語・英語のいずれかの言語で記載された説明書が必要）の発行を依頼する(*2)。
 4. 団体に加入している場合、被保険者の名前が明記されているものが必要。
- (*1) 疾病死亡保険金・傷害死亡保険金それぞれの保険金額
(*2) クレジットカード付帯の保険はカード会社・カードの種類及び適用条件により保険金支払条件が異なりますので各会社へお問合せ下さい。ご確認頂く項目としては疾病治療費用・傷害治療費用・疾病死亡保険金、傷害死亡保険金が該当いたします。

◎ラトビア共和国 …… 入国の際、旅券の未使用欄が1ページ以上必要。

海外旅行保険の加入が必要となっております。（英文加入証明書の提示を求められる場合がある。）
尚、保険の要件は以下の通りとなっておりますのでご確認下さい。

1. 滞在期間をカバーするもの。
2. 治療・救援（日本への遺体搬送が含まれるもの）の補償総額が3万ユーロ以上のもの。
3. クレジットカード付帯可。（補償内容が確認できる英文書類を持参する。）

◎エストニア共和国 …… 入国の際、旅券の未使用欄が連続3ページ以上必要。

エストニアに入国するすべての外国籍（日本国籍含む）の方は、入国時に海外旅行保険加入証書（滞在期間をカバーするもの、死亡時の補償3万ユーロ以上、クレジットカード付帯も可）の提示が求められるとの案内です。

◎ハンガリー共和国

ハンガリーに入国する全ての渡航者は、海外旅行保険の加入が必要。
入国時に係官から保険証券の提示を求められる場合がある。

1. 滞在期間をカバーするもので、死亡時の保証が3万ユーロ以上あるもの。
2. クレジットカード付帯の場合、本人名義の英文保険証券が必要。

◎コソボ共和国

日本国籍 無査証滞在の条件として海外旅行保険の加入が必要となっております。

尚、保険の要件は以下の通りとなっておりますのでご確認ください。

1. 滞在期間をカバーするもの。
2. 日本で発行された保険証券であること。

◎リトアニア共和国 …… 入国の際、旅券の未使用欄が2ページ以上必要。

リトアニアを旅行するすべての外国人、一次滞在許可証の取得を希望する外国人およびその家族（未成年を含む）は、事前に海外旅行保険への加入が必要となります。

入国時には加入証券オリジナルが必要となり、クレジットカード

付帯保険の場合も、保険会社からの加入証明書が必要です。証券はリトアニア語、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語のいずれかで以下の内容が記載されているものになります。

1. リトアニア滞在期間をカバーするもの。
 2. 保険適用地域（渡航先）にリトアニアが含まれていること。
 3. 保険会社の連絡先並びに契約番号
 4. 治療・救援（緊急移送を含む医療サービスが含まれるもの）の補償費用が5,792ユーロ以上
- ※保険の未加入者や証明書を所持していない場合、入国を拒否されることがあります。

◎オランダ王国（注）

海外旅行保険の加入が必要となっております。

保険金額に規定はありませんが、治療・救援費用・死亡時の各項目でそれぞれ3万ユーロ以上が推奨されています。

尚、保険証書は入国時の係員の判断により提示を求められる場合があります。

◎ポーランド共和国（注）

海外旅行保険の加入が必要となっております。

また、現状では入国時に必ず提示を求められるというわけではありませんが、滞在費用として

3日未満で300ズロチ（16歳以上の場合、16歳未満は150ズロチ）

3日以上滞在する場合は、さらに1日あたり100ズロチ（16歳以上の場合、16歳未満は50ズロチ）

に相当する下記いずれかを所持することを提示しなければならない場合がございます。

1. ポーランド通貨(ズロチ)
2. 国内で交換可能な外国通貨
3. 通貨の獲得を可能にする文書類（クレジットカード・小切手等）
4. 入国前1か月以内のポーランド国内銀行の残高証明書

(注) オランダ又はポーランドを経由（空港内での乗継を含む）し、シェンゲン協定加盟国を訪れる際は、入国審査がそれぞれ上記2国で行われる為、海外旅行保険への加入が必要となります。

例) KLMオランダ航空を利用してイタリアツアーに参加されるお客様は、入国審査がオランダにて行われますので、オランダの入国条件を適用し、海外旅行保険の加入が必要となります。

「シェンゲン協定：ヨーロッパ諸国間で出入国審査なしに国境を超えることを認める協定で、加盟国以外からの入国は最初の到着地（空港内での乗継を含む）にて入国審査を行う。」

【シェンゲン協定加盟国一覧】

アイスランド・イタリア・エストニア・オーストリア・オランダ・ギリシャ・スイス・スウェーデン・スペイン・スロバキア・スロベニア・チェコ・デンマーク・ドイツ・ノルウェー・ハンガリー・フィンランド・フランス・ブルガリア・ベルギー・ポーランド・ポルトガル・マルタ・ラトビア・リトアニア・リヒテンシュタイン・ルクセンブルク - 2019年4月現在26カ国加盟

上記のご案内は予告なく変更となる場合がございますので予めご了承下さい。